

生食輸発1210第1号
平成27年12月10日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成27年12月8日付け生食輸発1208第1号）により通知しているところです。

今般、下記の項目について、検査の実施体制が確認できたことから、同通知の別表第7及び別表第8を下記のとおり改めるので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

記

1. 別表第7中、

No.	検査項目	牛	豚	その他の 獣畜肉	鶏	その他の 家きん	蜂に由来 するもの	水産食品
91	トキソイクリン	○	○	○	○	○		

を、

No.	検査項目	牛	豚	その他の 獣畜肉	鶏	その他の 家きん	蜂に由来 するもの	水産食品
91	トキソイクリン	○	○	○	○	○		○

に改め、

No.	検査項目	牛	豚	その他の 獣畜肉	鶏	その他の 家きん	蜂に由来 するもの	水産食品
153	スルフィゾール							○

を追加する。

2. 別表第8中、

No.	検査項目	野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
81	カルボフラン	○					
109	クロルフルアズロン	○	○	○			
218	ニテンピラム		○				
362	メビコートクロリト		○	○			

を、

No.	検査項目	野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
81	カルボフラン	○	○	○			
109	クロルフルアズロン	○	○	○	○		
218	ニテンピラム	○	○				
362	メビコートクロリト	○	○	○			

に改め、

No.	検査項目	野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
369	アシュラム	○		○			
370	アセキノシル	○	○				
371	アラニカルブ	○		○	○		
372	エチオフェンカルブ	○		○	○		
373	カルボスルフェン	○				○	
374	クロラントラニリブロール		○				
375	ジチオカルハート	○	○				
376	プロヘキサジオンカルシウム塩	○	○	○	○		
377	ベンフラカルブ	○	○	○		○	

を追加する。